

諮問事案の概要

1 件名

個人情報の収集について

（新県庁舎への防犯カメラの導入関係）

[担当課：長崎県総務部管財課、長崎県警察本部警務部装備施設課]

2 諮問の理由

新県庁舎（行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟）に防犯カメラを設置することにより、個人情報（来庁者等の映像等）を収集することから、長崎県個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 8 号の規定により、本審査会に意見を聴こうとするもの。

3 諮問書提出年月日

平成 29 年 7 月 19 日 [諮問（制）第 28 号 担当課：長崎県総務部管財課]

平成 29 年 7 月 24 日 [諮問（制）第 29 号 担当課：長崎県警察本部装備施設課]

4 審査会の状況

第 1 回 平成 29 年 8 月 9 日 概要説明及び審議（予定）

5 参考（長崎県個人情報保護条例）

（収集の制限）

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ取扱目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

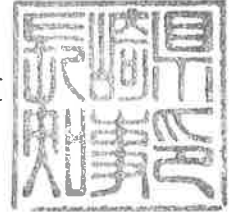
(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 略

29管第69号
平成29年7月19日

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県知事 中村 法道



個人情報の取り扱いについて

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

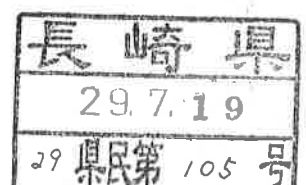
記

1 諮問の趣旨

長崎県個人情報保護条例第7条は収集の制限について規定しており、第2項本文で、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」としておりますが、本人の意思に関わらず収集される防犯カメラによる映像の録画について、これを認めるべきか否かについての審査会の意見を伺おうとするものです。

2 諮問する事項

長崎県庁舎及びその敷地内における安全管理及び防犯等のため、新県庁舎(行政棟、議会棟、駐車場棟)に防犯カメラ等を設置し映像を録画しようとする事について、諮問いたします。



【防犯カメラ等の設置を必要とする理由】

県庁舎及びその敷地は県行政の拠点施設であり、また広く県民も利用できる県民の財産でもある。県行政を停滞させることなく庁舎を保全・維持し、安全で秩序ある利用を図るためには、庁舎及びその敷地内における事故や事件の未然防止とともに、事故や事件があった場合の早期発見と迅速な対応が求められる。

また、県庁舎は執務時間内には県民へ広く開放性に配慮し、県民の相談対応スペース、会議スペース、食堂や売店、展望施設が配置され、執務時間外においても一部展望施設等を県民へ開放する予定としており、執務時間外や閉庁日には執務室への入退室管理を行い適切なセキュリティを保つ必要がある。

このため、警備員の配置に加え、これを補完するものとして、庁舎出入口、ロビー、駐車場棟等の特に監視が必要と考えられる箇所に防犯カメラを設置することとしたい。

諮問(制)第29号

崎装(管財)第154号

平成29年7月24日

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県警察本部長 金井 哲男



個人情報の取り扱いについて(諮問)

見出しのことについては、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

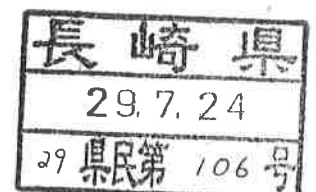
記

1 諮問の趣旨

長崎県個人情報保護条例第7条は、個人情報の収集の制限について規定し、同条第2項本文で、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」としておりますが、本人の意思に関わらず収集される施設管理カメラにより撮影した画像を記録することについて、これを認めるべきか否かに関し、審査会の意見を伺おうとするものです。

2 諮問する事項

警察施設の保全と警備保安に資することを目的として、警察本部庁舎及び駐車場棟(警察の用に供する部分に限る。)に施設管理カメラを設置し、これにより撮影した画像を記録することについて、諮問いたします。



【施設管理カメラ等の設置を必要とする理由】

警察は、県民の生命、身体及び財産の保護と、公共の安全及び秩序の維持に当たることを責務とする組織であり、警察本部庁舎は、治安維持及び防災の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、常に保全と警備保安を図る必要がある。

警察本部庁舎では、主要な出入口に警察官を配置し、エントランスにセキュリティゲートを設置するなど、警備保安対策を講ずるが、テロ等不法行為の標的ともなり得ることから、これを補完するため、必要な箇所に施設管理カメラを設置することとしたい。

諮問事案の概要

1 件名

県有施設等において防犯カメラ等により個人情報収集する事務の類型事項化について

[担当課：長崎県総務部県民センター、長崎県警察本部警務部装備施設課、
長崎県教育庁総務課、長崎県交通局総務課、長崎県公立大学法人総務課]

2 諮問の理由

県有施設等において防犯カメラ等が今後設置されることを想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、長崎県個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 8 号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、本審査会に意見を聴こうとするもの。

3 諮問書提出年月日

平成 29 年 7 月 12 日 [諮問（制）第 27 号 担当課：長崎県総務部県民センター]
平成 29 年 7 月 24 日 [諮問（制）第 30 号 担当課：長崎県警察本部装備施設課]
平成 29 年 7 月 24 日 [諮問（制）第 31 号 担当課：長崎県教育庁総務課]
平成 29 年 7 月 25 日 [諮問（制）第 32 号 担当課：長崎県交通局総務課]
平成 29 年 7 月 26 日 [諮問（制）第 33 号 担当課：長崎県公立大学法人総務課]

4 審査会の状況

第 1 回 平成 29 年 8 月 9 日 概要説明及び審議（予定）

5 参考（長崎県個人情報保護条例）

（収集の制限）

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ取扱目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

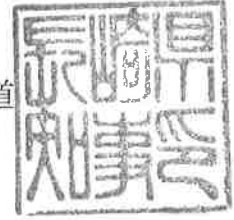
(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 略

29 県民第 94 号
平成 29 年 7 月 12 日

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県知事 中村 法道



個人情報の取り扱いについて (諮問)

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第 1. 諮問の趣旨

県有施設等における防犯カメラの設置については、個人情報を本人から収集する原則の例外事項に該当するため、長崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 7 条第 2 項第 8 号の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされております。

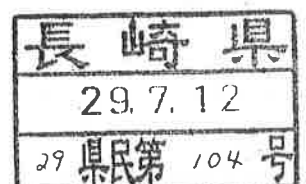
防犯意識の高まりとともに、防犯カメラに対する社会的な需要が高まっており、今後、県有施設等において新たに防犯カメラが設置されること等を想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、条例第 7 条第 2 項第 8 号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴こうとするものです。

第 2. 諮問する事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について

第 3. 内容

別紙「諮問に係る事項(案)」のとおり



(別紙)

諮問に係る事項 (案)

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項 (第7条第2項第8号)

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ (以下「防犯カメラ等」という。) により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県警察本部長 金井 哲男



個人情報の取り扱いについて(諮問)

見出しのことについては、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問の趣旨

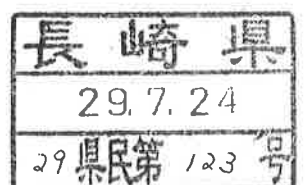
警察は、県民の生命、身体及び財産の保護と、公共の安全及び秩序の維持に当たることを責務とする組織であり、警察施設の保全と警備保安を図るため、今後、警察施設において新たに施設管理カメラが設置されることを想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、条例第7条第2項第8号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴こうとするものです。

2 諮問する事項

施設管理カメラにより個人情報を収集する事務の類型事項化について

3 内容

別紙「諮問に係る事項」のとおり



(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>警察施設の保全と警備保安に資する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「施設管理カメラ」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 施設管理カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 施設管理カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に施設管理カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 施設管理カメラの設置施設を公表すること。</p> <p>(5) 施設管理カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、施設管理カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 施設管理カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

長崎県個人情報保護審査会

会長 堀江 憲二 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二



個人情報の取り扱いについて (諮問)

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第1. 諮問の趣旨

県有施設等における防犯カメラの設置については、個人情報を本人から収集する原則の例外事項に該当するため、長崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項第8号の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされております。

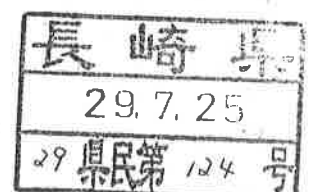
防犯意識の高まりとともに、防犯カメラに対する社会的な需要が高まっており、今後、県有施設等において新たに防犯カメラが設置されること等を想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、条例第7条第2項第8号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴こうとするものです。

第2. 諮問する事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について

第3. 内容

別紙「諮問に係る事項(案)」のとおり



(別紙)

諮問に係る事項（案）

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

29 交管第44号
平成29年7月25日

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県交通局長 山口 雄二



個人情報の取り扱いについて (諮問)

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第1. 諮問の趣旨

県有施設等における防犯カメラの設置については、個人情報を本人から収集する原則の例外事項に該当するため、長崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項第8号の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされております。

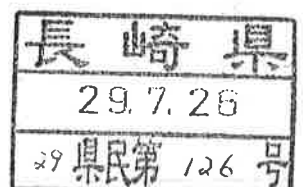
防犯意識の高まりとともに、防犯カメラに対する社会的な需要が高まっており、今後、県有施設等において新たに防犯カメラが設置されること等を想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、条例第7条第2項第8号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴こうとするものです。

第2. 諮問する事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について

第3. 内容

別紙「諮問に係る事項(案)」のとおり



(別紙)

諮問に係る事項（案）

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

諮問(制)第33号

29長公法第43号

平成29年7月26日

長崎県個人情報保護審査会

会長 堀江 憲二 様

長崎県公立大学法人 理事長

稲永 忍



個人情報の取り扱いについて (諮問)

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第1. 諮問の趣旨

県有施設等における防犯カメラの設置については、個人情報を本人から収集する原則の例外事項に該当するため、長崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項第8号の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされております。

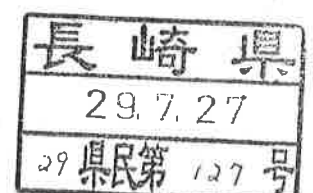
防犯意識の高まりとともに、防犯カメラに対する社会的な需要が高まっており、今後、本学において新たに防犯カメラが設置されること等を想定し、その設置目的及び必要性が同一であると考えられるものについて類型化し、その類型に該当する場合には、条例第7条第2項第8号の規定に基づく長崎県個人情報保護審査会への個別の諮問を不要とする扱いについて、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴こうとするものです。

第2. 諮問する事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について

第3. 内容

別紙「諮問に係る事項(案)」のとおり



(別紙)

諮問に係る事項（案）

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>本学が有する施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>